

令和 7 年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

那須野原地区施設機能診断業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容						
第 1 章 総 則 (適用範囲)							
第 1-1 条	令和 7 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区施設機能診断調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。						
(目 的)							
第 1-2 条	本業務は、那須野原地区において、国営那須野原開拓建設事業で整備された頭首工、水管橋、水路について、施設の機能診断等を行うものである。						
(場 所)							
第 1-3 条	本業務において対象となる位置は、栃木県那須塩原市西岩崎地内他で、別添位置図に示すとおりである。						
(土地への立入り等)							
第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、請負者の責任において処理するものとする。						
(履行確実性評価の達成状況の確認)							
第 1-5 条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に表示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等						
(一般事項)							
第 1-6 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 請負者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。						
(管理技術者)							
第 1-7 条	1 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><td>資 格</td><td>技術部門</td><td>選択科目</td></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
資 格	技術部門	選択科目					
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学					

項 目	内 容	
	〃	農 業
	博士	当該業務に該当する学術部門
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木
(担当技術者) 第 1-8 条 (配置技術者の確認) 第 1-9 条 (保険加入) 第 1-10 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 請負者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	
	番 号	名 称
	1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」
	2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「頭首工」
	3	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】
	4	農業水利施設の長寿命化のための手引き
	5	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」
	6	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」
	7	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工 (ゲート設備)」
	発 行 所	制定(改訂)年月
	(社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月
	(社)農業農村工学会	平成 24 年 8 月
	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和 5 年 3 月
	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成 27 年 11 月
	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成 28 年 8 月
	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	平成 28 年 8 月
	食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 技術小委員会	平成 22 年 6 月
※ 農業水利施設の機能保全の手引きは、 https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。		

項 目	内 容												
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 ・施設管理者 新利根川土地改良区 (4) 調査対象施設のうち太田幹線用水路は排水ポンプ車による水替えにより落水状態となることを想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合や新たに仮設等が必要となった場合は、監督職員と協議する。 (5) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。												
(主要施設及び対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象となる施設は、次のとおりである。 なお、詳細については別紙 1 【調査対象施設諸元一覧表】のとおりである。												
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那須野ヶ原地区 事業氏「那須野ヶ原」</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度 国営造営水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書</td><td></td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数量	那須野ヶ原地区 事業氏「那須野ヶ原」	1 式	平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 20 年度 国営造営水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式	平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	
貸 与 資 料	数量												
那須野ヶ原地区 事業氏「那須野ヶ原」	1 式												
平成 19 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式												
平成 20 年度 国営造営水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式												
平成 23 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書	1 式												
平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 那須野原地区施設機能診断業務 報告書													
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 この他、農業水利ストック情報データベースから施設の諸元情報等を把握するものとし、使用する ID 及びパスワード請負者申請の上で監督職員より配布する。 第 2-1 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、打ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。												

項 目	内 容
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条 (作業の留意点) 第 3-2 条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-3 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 2【作業項目内訳表】及び別紙 3【現地調査作業一覧表】に示すとおりである。 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (3) 対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (5) 第 2-1 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (6) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・ 農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・ 新技術情報システム (NETIS) は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 (7) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 (8) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 (9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・ 「工事工種の体系化」はhttp://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (10) ひずみ調査にあたっては、「ひずみを指標とした強化プラスチック複合管の診断方法、国立研究開発法人 農業・食品産業技術研究機構 農村工学研究所、国立大学法人茨城大学、株式会社栗本鐵工所、積水化学工業株式会社、2017 年 7 月 13 日」によるものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3-4 条	受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1)使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2)機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（調査計画作成段階） 第 3 回 中間打合せ（調査結果取りまとめ時） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

項 目	内 容
(2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。なお、必要に応じて施設管理者（那須野ヶ原土地改良区連合）も打合せに参加する。 第 5 章 業務管理 (情報共有システムの業務について) 第 5-1 条 第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条 (成果物の提出先) 第 6-2 条 第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条 第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条 (再調査) 第 8-2 条	(2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。なお、必要に応じて施設管理者（那須野ヶ原土地改良区連合）も打合せに参加する。 (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 栃木県宇都宮市中央 2-1-16 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所鬼怒川支所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工の必要が生じた場合。 (8) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

別紙 1【調査対象施設一覧表】

施設名称・対象構造物	施設延長（規模）		備考
	構造物の規格・規模等	数量	
西岩崎頭首工			
堰体	フローティングタイプ 堤長 L=89.0m、堤高 H=3.05m	1 式	
土砂吐ゲート	ゲーター型鋼製ローラーゲート B=10.0m×H=2.9m	1 門	
洪水吐ゲート	シェル型鋼製ローラーゲート B=25.0m×H=2.4m	1 門	
転倒ゲート	鋼製転倒ゲート B=9.0m×H=1.4m	1 門	
制水ゲート	鋼製ローラーゲート B=2.5m×H=2.5m	1 門	
管理橋	橋長 L=55.75m	1 式	
エプロン	89m×42.5 m	1 式	
護床工		4,254m2	
魚道		2 ヶ所	
管理棟	鉄筋コンクリート平家 建床面積 121.5m2	1 棟	
墓沼頭首工			
堰体	フィックスドタイプ 堤長 L=40.9m 堤高 H=2.45m	1 式	
土砂吐ゲート	鋼製ローラーゲート B=2.5m×H=2.5m	1 門	
取水ゲート	鋼製スライドゲート 2.5m	2 門	
護床工		740.0m2	
管理橋		1 式	
管理棟		1 式	
新木ノ俣頭首工			
堰体	フローティングタイプ 堤長 L=19.9m、堤高 H=1.00m	1 式	
土砂吐ゲート	鋼製スライドゲート B=3.0m×H=1.0m	1 門	
取水ゲート	鋼製スライドゲート B=2.0m×H=0.7m	1 門	

護床工		254.6m ²	
旧木ノ俣頭首工			
堰体	フローティングタイプ 堤長 L=45.0m、堤高 H=1.00m	1 式	
土砂吐ゲート	鋼製スライドゲート B=4.0m×H=1.1m	1 門	
取水ゲート	鋼製スライドゲート B=1.2m×H=0.7m	1 門	
護床工		433.8m ²	
那珂川水管橋			
水管橋	逆三角形ワーレントラス補剛型式及び パイプビーム型式 管内径 φ1,300mm 鉄管延長 L=68.000m	1 式	
橋脚	張出式円柱橋脚 2 基	1 式	
橋台	重力式橋台 2 基	1 式	
熊川水管橋			
水管橋	鋼管パイプビーム 管内径 φ1,000mm 延長 L=76.50m	1 式	
橋脚	1 基	1 式	
橋台	2 基	1 式	
黒磯用水路			
開水路	B=1.6～1.0m×H=1.3～0.6m	12.1km	
付帯工		1 式	
東那須野用水路			
開水路	B=0.7m～2.05×H=0.44～1.3m	24.4km	
付帯工		1 式	
赤田用水路			
開水路	B=1.00～1.10m×H=0.80～1.455m	5.0Km	
付帯工		1 式	
縦堀用水路			
開水路	B=1.30～1.80m×H=1.00～2.50m	10.1km	
付帯工		1 式	
加治屋用水路			
開水路	B=0.90～1.10m×H=0.70～0.85m	7.0km	
付帯工		1 式	
西堀用水路			

開水路	$B=1.00\sim 1.50\text{m}\times H=0.70\sim 1.50\text{m}$	9.8km	
付帯工		1 式	
埼玉用水路			
開水路	$B=1.00\text{m}\times H=0.70\sim 0.75\text{m}$	4.0km	
付帯工		1 式	
塩野崎用水路			
開水路	$B=0.70\sim 1.10\text{m}\times H=0.60\sim 0.70\text{m}$	3.8km	
付帯工		1 式	
加治屋放水路			
開水路	$B=1.0\sim 1.60\text{m}\times H=0.60\sim 1.60\text{m}$	2.7km	
付帯工		1 式	
石林放水路			
開水路	$B=1.20\text{m}\times H=0.90\sim 1.60\text{m}$	1.5km	
付帯工		1 式	

令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 那須野原地区施設機能診断業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

【設計業務】

作成	作 業 内 容	作業量
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1式
2. 事前調査		
2-1. 資料調査	貸与資料及び機能診断に必要な施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性等に係る資料を収集・整理し、機能診断の基礎資料とする。	1式
2-2. 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1式
3. 現地調査(定点調査)計画の作成(頭首工)	事前調査及び現地調査結果等を勘案し、現地調査(定点調査)計画の立案を行う。【該当施設:西岩崎頭首工、墓沼頭首工、新木ノ俣頭首工、旧木ノ俣頭首工】	1式
4. 現地調査(定点調査)計画の作成(水管橋)	事前調査及び現地調査結果等を勘案し、現地調査(定点調査)計画の立案を行う。【該当施設:那珂川水管橋、熊川水管橋】	1式
5. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1式
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式

【現地調査作業一覧表】

<調査業務>

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
【現地踏査】				
西岩崎頭首工	頭首工		1 ヲ所	
臺沼頭首工	頭首工		1 ヲ所	
新木ノ俣頭首工	頭首工		1 ヲ所	
旧木ノ俣頭首工	頭首工		1 ヲ所	
那珂川水管橋	水管橋		1 ヲ所	
熊川水管橋	水管橋		1 ヲ所	
黒磯用水路	開水路		12.1km	
東那須野用水路	開水路		24.4km	
赤田用水路	開水路		5.0km	
縦堀用水路	開水路		10.1km	
加治屋用水路	開水路		7.0km	
西堀用水路	開水路		9.8km	
埼玉用水路	開水路		4.0km	
塩野崎用水路	開水路		3.8km	
加治屋放水路	開水路		2.7km	
石林放水路	開水路		1.5km	
【現地調査(定点調査)】				
西岩崎頭首工（土木施設）				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成		244 m ²	堰柱 6 定点 管理所 1 定点 エブロン 5 定点
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m ² /箇所	堰柱	6 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	堰柱 6 定点×3 箇所	18 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	堰柱	6 測点	

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
西岩崎頭首工（ゲート）				
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 経過年数による評価等	土砂吐、洪水吐、	5 門	水没により不可視部分有り
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 運転操作を伴う作動確認	取水ゲート	2 門	
西岩崎頭首工（電気設備）				
外観調査（一次診断）	目視・聴音・振動等調査		1 式	
暮沼頭首工（土木施設）				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成		520 m ²	堰柱 2 定点 管理所 1 定点 エプロン 5 定点
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m ² ／箇所	堰柱	6 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	堰柱 2 定点×3 箇所	18 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	堰柱	2 測点	
暮沼頭首工（ゲート）				
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 経過年数による評価等	土砂吐	1 門	水没により不可視部分有り
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 運転操作を伴う作動確認	取水ゲート	2 門	
暮沼頭首工（電気設備）				
外観調査（一次診断）	目視・聴音・振動等調査		1 式	
新木ノ俣頭首工（土木施設）				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成		324 m ²	堰柱 3 定点 管理所 1 定点 エプロン 5 定点
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m ² ／箇所	堰柱	3 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	堰柱 6 定点×3 箇所	9 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	堰柱	3 測点	
新木ノ俣頭首工（ゲート）				
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 経過年数による評価等	土砂吐	1 門	水没により不可視部分有り
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査	取水ゲート	1 門	

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
	運転操作を伴う作動確認			
新木ノ俣頭首工（電気設備）				
外観調査（一次診断）	目視・聴音・振動等調査		1 式	
旧木ノ俣頭首工（土木施設）				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成		256 m ²	堰柱 3 定点 管理所 1 定点 エプロン 5 定点
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m ² /箇所	堰柱	3 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	堰柱 6 定点×3 箇所	9 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	堰柱	3 測点	
旧木ノ俣頭首工（ゲート）				
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 経過年数による評価等	土砂吐	1 門	水没により不可視部分有り
外観調査（概略診断）	目視・触診・聴音等調査 運転操作を伴う作動確認	取水ゲート	1 門	
旧木ノ俣頭首工（電気設備）				
外観調査（一次診断）	目視・聴音・振動等調査		1 式	
那珂川水管橋（土木施設）				
近接目視	変状定量把握	橋脚、橋台	1 式	
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m ² /箇所	橋脚、橋台	4 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	橋脚・橋台 4 定点× 3 箇所	12 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	橋脚、橋台	4 測点	
那珂川水管橋（施設機械）				
外観調査（一次診断）	目視・塗膜・管厚等調査		1 式	

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
熊川水管橋（土木施設）				
近接目視	変状定量把握	橋脚、橋台	1 式	
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法 0.36m2／箇所	橋脚、橋台	3 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	橋脚・橋台 3 定点× 3 箇所	9 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A1155 9 点法	橋脚、橋台	3 測点	
熊川水管橋（施設機械）				
外観調査（一次診断）	目視・塗膜・管厚等調査		1 式	
黒磯用水路				
近接目視	変状定量把握 スケッチ作成	1 定点 32m2 6 定点×32m2	192m2	
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		6 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS3419	6 定点×1 測点×3 箇所	18 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JISA1155 9 点法		6 測点	左右側壁
東那須野用水路				
近接目視	変状定量把握 スケッチ作成	1 定点 32m2 16 定点×35m2	560m2	
（非破壊検査現地作業）				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		16 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS3419	16 定点×1 測点×3 箇所	48 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JISA1155 9 点法		16 測点	左右側壁
赤田用水路				
近接目視	変状定量把握	1 定点 10m2 5 定点×10m2	50m2	

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
	スケッチ作成			
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		5 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS3419	5 定点×1 測点×3 箇所	15 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JISA1155 9 点法		10 測点	左右側壁
縦堀用水路				
近接目視		1 定点 16m2 10 定点×16m2	160m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		10 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	10 定点×1 測点×3 箇所	30 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法		20 測点	左右側壁
加治屋用水路				
近接目視		1 定点 7m2 7 定点×7m2	49m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		7 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	7 定点×1 測点×3 箇所	21 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法		14 測点	左右側壁
西堀用水路				
近接目視		1 定点 7m2 7 定点×7m2	49m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		7 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	7 定点×1 測点×3 箇所	21 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法		14 測点	左右側壁

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
埼玉用水路				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成	1 定点 7m2 4 定点×7m2	28m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		4 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	4 定点×1 測点×3 箇所	12 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法	壁面	8 測点	左右側壁
塩野崎用水路				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成	1 定点 6m2 4 定点×6m2	24m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		4 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	4 定点×1 測点×3 箇所	12 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法	壁面	8 測点	左右側壁
加治屋放水路				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成	1 定点 10m2 3 定点×10m2	30m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		3 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	3 定点×1 測点×3 箇所	9 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法		6 測点	左右側壁
石林放水路				
近接目視	変状定量把握、 スケッチ作成	1 定点 11m2 2 定点×11m2	22m2	
(非破壊検査現地作業)				
鉄筋調査	電磁波レーダ法		2 箇所	
中性化深さ試験	ドリル法 NDIS 3419	2 定点×1 測点×3 箇所	6 箇所	
コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマー JIS A 1155 9 点法		4 測点	左右側壁